

第 189 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 9 月 24 日 (木) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 巳	24 番 高 橋 正 敏	25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男
27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	35 番 松 原 康 夫	37 番 若 槻 保
38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫
43 番 原 田 二 朗			

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田 中 修

5. 欠席委員 (6名)

12番 松原委員 23番 和久利委員 30番 小池委員 34番 ト藏委員 36番 岩田委員
40番 石原委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農用法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第189回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、7番 古田川委員、8番 内田委員をお願いいたします。 上程いたします議題は日程のとおりであります。第1号議案から第5号議案まで、順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について を上程いたします。事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年9月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況ですが、議案書には「宅地」と印刷しておりますが、現在駐車場としてだけ使っているため「雑種地」が適切のようですので、お手数ですが「雑種地」に訂正願います。現況/雑種地。面積691㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、当該地は昭和57年12月に■■■■が建設されたが、当時は農地法施行規則第53条第5号に該当するため、農地法第5条の農地転用許可は不要であった。この転用により当該地は農地法の適用を受けないため。 申請地は、以前に■■■■があった場所になります。当該農地への■■■■設置については、昭和57年度当時は、市町村が行う公共転用として、学校、学校には幼稚園を含みます。病院、社会福祉施設、庁舎の敷地に転用する場合は、農地法の転用許可が不要でした。転用されました時点で、農地法の適用を受けない敷地、非農地の取扱いとなっております。■■■■の移転により建物取り壊し後、現在は駐車場となっております。なお、平成21年度の制度改正により、市町村が行う公共転用として、学校、病院、社会福祉施設、庁舎の敷地は、今は許可対象となっております。また、制度改正による非農地の扱いのため、耕作されず原野化し、非農地かどうかの判断を伴うものと異なりますので、委員様の現地確認は要しないものいたしました。別添の資料1ページの上側に申請地の周辺地図を載せておりますので、ご覧ください。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、補足説明は行いません。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農用法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について を上程いたします。事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年9月24日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに、畑または田。面積189

事務局	㎡他で計942㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。別添の資料をご覧ください。1ページ下の図が、周辺地図です。2ページ上の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。現地につきましては、8月1日に地区担当の農業委員・推進委員さんと確認しました。住宅に隣接した農地のほか、同じく■■■■自治会地内の農地も含め、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	番号1について31番山田が補足説明いたします。位置は■■■■地内の、□□□□公民館から●●●●方面に向かっておよそ1.5キロ付近になるかとおもいます。□□□□に○○○○さんのお宅がございます。周辺の農地について8月1日に確認いたしまして、今回申請したいと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。15番宇田川委員。
15番	場所が2箇所あるんですが、どのくらい離れているんですか
31番	家から上の方に向かっておよそ300～400mくらい離れた位置になります。
15番	空き家バンクについては、あまり遠いところは好ましくないと協議した結果があって、事務局の方からも説明をお願いしますが、空き家バンクであんな遠いところに来てまで耕作される、無理言って作ってもらってるわけですけども、いかがなものかと言うので、去年ありましたが、どうでしょうか。
事務局	距離でございますが、空き家に付随する農地ということで、距離についてはおおむね100m以内と目安を示しているところです。
15番	それで本人さんは喜んで「遠くても作る」と言っておられるわけですね。
議長	5番大坂委員。
5番	私は自治会が同じでして、8月1日に農業委員と関係者が見させてもらいましたけれど、この方大変やる気でおられまして、離れたところにもウメやカキを入れて、自分で作ってそれを商売に使うというような、大変積極的にしておられまして、少々離れていても、大したことではないようでございました。まだお若く43歳で、自治会の方もこうして来てもらえるのは嬉しいことだと協力体制に入っておられまして、たいへん良いことで、問題はないと思っています。よろしくお願いいたします。

15番	規約では、空き家付きで、近くで自分が耕作できるところでつくるといふことで決めてはいますけど、ただいま説明がありましたように、特別な事情で熱心に遠くでも作ることが可能、ということであれば、特例的に承認してもいいじゃないかと思います。
議長	野菜だったら近くがいいと思いますが、果樹とかは多少遠くでもいいかなという気がします。他にございませんか。 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年9月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積は521㎡他で計1,161㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は11.6aです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和2年8月19日です。別添の資料をご覧ください。2ページ下の図が周辺地図です。3ページが農地の位置図になります。ピンクの部分が空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が今回の申請農地になります。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積は266㎡他で計4,869㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は48.6aです。対価につきましては、無償です。別添の資料では、4ページが周辺地図です。 番号3、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,139㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は62.7aです。対価につきましては、無償です。別添の資料では、5ページの上側が周辺地図です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	番号1について26番賀元が補足説明いたします。先月の14日に説明させていただきましたが、今回は空き家バンクについて、土地の所有権移転です。先月○○○○さんの方に入られた方が△△△△さんで、今回田圃と畑を1,100㎡取得されます。先月お会いして説明を受けたところ、非常に真面目な方で、先ほども話がありましたが空き家と畑の距離もほんの数mでございまして、熱心に興味を持っておられまして、もともと■■■■出身の方でして、今後も自治会内・奥出雲町内で活動をやっていききたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番宇田川委員。
15番	空き家付き農地ということですが、それならば第3条第2項第5号に該当するのでは。
事務局	議案としてということでしょうか。下限面積につきましては、先月8月の総会で承認いただいております。開催日の8月19日付で告示をさせていただいたという流れになっています。
議長	8月に下限面積の件は済んでいるということですが。
事務局	空き家つき農地でございますが、まず下限面積の承認をいただいてから、その後譲渡人と譲受人の3条申請が出ますので、それから改めて3条の審議をするという流れになりまして、備考欄に空き家付き農地としか書いておりませんが、それは下限面積は1aで良いという表現です。
19番	有償移転か無償移転かというところで3条にかかってきたという案件です。
事務局	空き家付き農地につきましては、まず空き家付き農地の登録申請が出ます。空き家付き農地の指定登録の申請が出ましてから、現地を確認しまして、下限面積1aを適用するかどうかの審議を総会に諮ります。審議を通りますと、通った日で告示をさせていただきます。告示をしないと、3条の許可申請を出していただくことはできないということになります。ですので、同じ月の総会で同日にということは、現実にはできないということです。ですので今回の場合は、先月、下限面積1aを適用しますよという審議・承認をいただきましたので、その後3条で所有権移転をしますという許可申請が出されまして、今月の総会に諮っているという流れでございます。ですので、所有権移転ですので、下限面積適用がない場合も、当然3条の手続きは踏みますので、番号1につきましては、1a以上で良い、下限面積になっている、ということが先月承認いただいている件でございます。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。
28番	番号2について28番藤原が補足説明いたします。〇〇〇〇さんは■■■■自治会、△△△△さんは□□□□自治会の方でございます。お互い親戚同士でございます。別添の地図に場所が載っています。庭付きの畑と、ここのマルの部分に田圃があります。この農地は昭和40年代くらいに契約がなされておりましたが、下限面積上、△△△△さんが取得できないと。以前の下限面積には達していなくなったということで。2年前の改定がありまして、30aになりましたので、この申請となりました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号3について、担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号3について41番足立が補足説明いたします。現地は□□□□地区■■■■集落地内でございます。所有は〇〇〇〇から△△△△さんに譲渡ということですが、現地は△△△△さんの自宅前でございます。立派に耕作されております。以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年9月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 三成863番20。地目は登記簿/現況ともに畑。面積9.99㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。転用目的、墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林にあり管理が困難なので、申請地に新設したい。除地については、令和元年9月9日に県の同意を得て公告されています。別添の資料では、5ページの下側が周辺地図です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積261㎡他で計623㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。転用目的 農家住宅。施設等 宅地。転用理由は、現在の住宅及び車庫が老朽化し、住宅の裏山が急傾斜なうえ距離がないため大雪になると処理のしようもなく住宅が壊れるため建て替えたい。除地については、平成28年4月1日に県の同意を得て公告されています。別添の資料では、6ページが周辺地図です。 いずれの案件も、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号1について8番内田が補足説明いたします。場所につきましては、□□□□の■■■■自治会になりまして、〇〇〇〇の自宅がでございます。今までは、離れた山林の中にありましたが、管

8番	理が困難ということで、自宅近くの畑に新たに墓地を申請したいということでございます。場所は、矢谷の集会所がありまして、その下にJR木次線が通っていますが、そのさらに下の自宅に近いところの畑に新設したいということです。周辺に何ら影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いたいします。以上、ご審議のほどよろしく願いたいします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	番号2について24番高橋が補足説明いたします。場所は□□□□地区■■■■自治会内です。●●●●に隣接する農地です。今後、納屋を建設するということをうかがっております。以上、ご審議のほどよろしく願いたいします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和2年9月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,289㎡他で合計3,159㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年4か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,670㎡他で合計4,170㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年4か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積28㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は5年、使用貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,800㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は4.3haです。利用目的は畑、期間は5年、賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 なお、こちらの農地につきましては、これまでグループ会社の◇◇◇◇と利用権設定がされ、△△△△に転貸されておりました。このたび、実態に沿った利用権設定に見直したため、事務的には新規の扱いとなります。 番号5、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,558㎡他で合計10,334㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は9年5か月、賃借料につきましては、10aあたり1万5千円です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,893㎡他で合計3,799㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は9年5か月、賃借料につきましては、10aあたり1万3千円です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,072㎡他で合計13,304㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は9年5か月、賃借料につきましては、10aあたり1万5千円です。 番号8、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,148㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は9年5か月、賃借料につきましては、10aあたり1万5千円です。 番号9、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積6,907㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は69aです。利用目的は畑、期間は2年10か月、賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件でa「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1から番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	番号1から番号2について、24番高橋が補足説明いたします。8月27日に現地の確認をさせていただきました。場所は先ほど説明した■■■■自治会内で、□□□□の農地でございます。番号1と番号2は隣接した場所でございます。今後、継続して賃貸が望まれるということを聞いております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認とすることに決しました。 次、議案第5号番号3について、□□□□でございますので、職務代理に代行をお願いいたします。
代理	変わって進行いたします。担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号3について、29番藤原が補足説明いたします。○○○○さんは、□□□□地区■■■■自治会の真ん中にあり、この畑も家の近くにあります。この土地は道路改良工事が行われ、残地として残っている畑です。28㎡とわずかな面積ではありますが、○○○○さんは農業者年金を受給されている関係で、△△△△が借りています。再設定であり、何ら問題はありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号3について承認とすることに決しました。
議長	次、議案第5号番号4について、担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号4について、35番松原が補足説明いたします。農地の所在でございますが、□□□□買パイ地の1団地であります、■■■■団地でございます。場所につきましては、□□□□に、この農地がございます。先ほども局長さんの方からご連絡がありました、この△△△△という会社でございますが、トマトの栽培をしておられます。当初、◇◇◇◇ということで再設定という話でございましたが、現状は今は△△△△ということになっておりまして、新規ということで農業公社と契約をされるということでございます。管理もしておられます。問題ないと思っています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号4から番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について承認とすることに決しました。 次、議案第5号から番号7について、担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。

39番	番号5から番号7について、39番永濱が補足説明いたします。この圃場は□□□□地区■■■■地内□□□□集落にあります。これまでも適切な管理がされておりまして、今回契約の更新ということになります。何ら問題ないと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号5から番号7について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5から番号7について承認することに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。
事務局	○「農地機構だより」について お手元に第23号を配付いたしました。 ○パンフレットについて 「農地中間管理事業」と「農業者年金」の2つのパンフレットをお配りしていますので、目を通していただきますようお願いいたします。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は10月21日(水)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩